

境界明示申請の手続

境界明示の申請をする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 境界明示申請書（第2号様式）正1通作成
 - ア 申請人は、公共物に隣接する私有地の所有者あるいは、その所有者の委任を受けた者とする。
 - イ 委任状（第1号様式）添付の申請は、申請人として住所・氏名・押印（実印）し、1部作成すること。
- (2) 印鑑証明書
- (3) 実測平面図（1部作成）

縮尺は1/200～1/300とし、当該申請箇所並びにその周辺の地形及び地上物件を表示した図面に、次の事項を記入すること。

 - ア 起点・終点の地名及び地番先
 - イ 測量の年月日及び測量者の資格職員氏名印
- (4) 実測断面図（1部作成）

縮尺は1/100以上とし、地形に応じて必要箇所について作成した図面に測量の年月日及び測量者の資格職員氏名を記入し押印すること。
- (5) 隣接私有地調書及び登記事項証明書（1部作成）
- (6) 位置図（1部作成）

目的地がわかる程度の大きさで著名な道路等から目的地までの順路見取図。
- (7) 公図等法務局備え付けの地図（1部作成）

- (8) 地積測量図（法務局に提出されておれば添付すること）
- (9) 公図と現地とが明らかに相違している場合は、地図訂正が前提となります。

※ 印鑑証明書、登記事項証明書、公図は原本還付可

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所

建設部監理課管理係

0743-(63)-1001

(内線) 344・345・359

境界明示申請者へ

天理市道路管理者

土地利用を図る上での道路法の手続きについて

市道に隣接する土地について、境界明示確定後、土地利用を図るため市道敷の法面埋立等及び道路内に雨水排水管等を布設する場合は、下記事項に留意し手続きを行ってください。

記

1. 次に掲げる場合は、道路法第24条（道路管理者以外の行う工事）の申請をし、承認を受けること。
 - (1) 法敷を埋立て、又は切り取る場合
 - (2) 歩道切り下げ工事等を行う場合

2. 次に掲げる場合は、道路法第32条（道路の占用の許可）の申請をし許可を受けること。
 - (1) 雨水排水管等地下埋設管を布設する場合
 - ア 原則として雨水の放流先は、河川、水路等公共の用に供する施設へ接続すること
 - イ 周辺の地形、降水量その他を勘案し、適正かつ有効に処理できる構造とすること
 - ウ 原則として埋設管の土被りは1.2m以上とすること。
 - ※ 工事内容については事前に監理課へ協議してください。

